93 S N A 改定における 44 項目の課題の概要

非金融資産の測定に関する課題

番号	タイトル	内容
9	研究開発(R&D)	○研究開発を総固定資本形成に計上。ただし、所有者に経済的利益をもたらさな
10	特許実体	いものは資本形成としない。価額は直接計測できない場合は費用の合計で計測
		(当面は資本減耗の計測にも課題がありサテライト勘定に計上を検討)
		○特許実体は研究開発資産に含まれる。
11	オリジナルとコピー	○ライセンス使用させるためにコピーを作成した場合、生産として扱う。
		○長期のライセンス契約はフィナンシャルリースとして扱う。長期契約でない場
		合は、資本形成とはせず、毎年のライセンス料はレンタル料とする。最初に大き
		な額のライセンス料を支払い、その後の毎年の支払額が小さい場合は、最初の支
		払は固定資本形成とし、その後の支払いはサービスチャージとして扱う
12	データベース	○データと、データベースソフトを分けて資産計上する。
		○1年を超えて有用に活用されるデータは資産計上し、評価額は(他に満足すべ
		き代替案がないので)コスト積み上げによる。
13	その他の無形固定資産	○93SNA で「他に分類されない新しい情報、専門知識等で、その生産における使
		用が、それに対する所有権を確立している制度単位、またはその制度単位により
		ライセンスを付与されたその他の制度単位にのみ限定されるもの」と規定。
		○「その他の無形固定資産」の項目自体は残し、名称をその他の知的財産製品に
		変更
14	所有権移転費用	○所有権移転費用は引き続き固定資本形成として扱う。
		○所有権移転費用の償却は、当該資産の生涯寿命についてではなく、当該資産を
		購入者が保有すると思われる期間で行う。
	Ver 1, 3)	○データがない場合は取得年度における固定資本の消費として償却する。
15	資本サービスの費用	〇非金融資産から生産プロセスに提供される資本サービスについて、資本の機会 # P ながないない ********************************
		費用や資本の消費により計測すべきとの議論があり、本体系ではなく、補足表に
10		おいて評価額を計上することを検討。
16	政府と非市場生産者:自己資	○政府等の非市場生産者の産出を計測するためにコストを集計する際、93SNA で
	産の資本コスト	は、固定資本の消費のみを含めており、資本の機会費用は考慮されていない。そ
		こで、コンピューター、自動車、建物や、固定資本に計上される道路等のインフラ、公園等について資本へのリターンを計測すべき。
		○その際の収益率としては、国債の期待実質利子率が適切な指標と考えられる。
17	鉱物探査	○ むいいな温率としては、国債の知行失負利丁率が過期な指標と考えられる。 ○鉱物探査に関する費用を総固定資本形成として、鉱床自体と別に計上を維持。
11		るのでは、一般的には、一般的ない。
		○鉱床について購入されている場合は市価で、自己勘定で行われている場合は適
		当なマークアップを加えた費用総額で、この項目を評価する。
18	居住者・非居住者間における	○非居住者が土地建物を取得した場合、名目上の居住者単位を創出するとともに
10	非生産資産の利用・探査権の	非居住者はそれに対する金融資産を取得すると引き続きみなす。土地以外では、
	取引	建物その他の不動産に関するファイナンスリースを受けている、複数年について
		自然資源を抽出するライセンスを持っている場合で名目上の居住者単位を創出
19	軍事費	○1年を超えて使用される軍備は資本形成と位置づける。
13	平 尹 贞 	○ 中本地元 く 使用 ごれいる 単端 は 質
		ているものは固定資本として扱う。
20	土地改良	○土地改良は、総固定資本形成としてだけでなく、自然の土地とは区別した生産
		資産としても計上。土地改良と自然の土地部分で土地の価値を区別できない場
		合、どちらが価値のより大きな部分を占めるかに応じて分類する。
		○土地開墾等、当該土地に不可欠であり土地所有者が行うものは、土地改良に含
		める。
		○護岸、堤防等の政府が行うことの多い活動は構造物に分類する。
21	契約、リース、ライセンス	○契約、リース、ライセンスについて、以下の各項目を明確化
		・固定資産に係るオペレーティングリースとファイナンスリース
		・契約が資産とみなされる場合(下請契約や、将来固定価格による取引等価格差
		から利益を得ることが可能なもの)
		・取引可能な政府の許可は一部を資産(許可証の当初の所有者が当該許可証を現
		在価格よりも高い価格で売ることが可能である場合のみ資産)
		・契約価格と相当する一般価格の差異は既存リースの扱いに影響を与えうるか

0.0	DI DINTER	
22	のれん及びその他の非生産	○項目を「買入のれん」から「買入のれん及びマーケティング資産」と変更し、
	資産	商標やブランドも含める。
		○「買入のれんとマーケティング資産」の価値は、法人/非法人で統一的に、そ
		のビジネスの購入価額が、購入されなかった場合に SNA で把握している資産負債
		差額を超える額として評価。(現状ではのれんは、企業が売却されたときのみ記
		録されており、法人企業では株式購入価額が購入直前の株式価額を超過する額、
		非法人では購入価額が正味資産を超過する額)
23	固定資産の陳腐化と消費	○資産価格について、一定の質を持った資産の価格とする。
26	育成資産	○育成資産に関する定義をより明確にするため、以下の文言を挿入する。
		「育成資産は、飼育、酪農、荷役用の家畜と、葡萄園、果樹園、その他樹木のよ
		うな反復生産されるものであって、『その自然的成長及び世代交代が、』制度単位
		の直接の支配、責任、管理の下にあるものをいう。」
27	資産の分類と用語	○資産の分類について、有形・無形の区別を廃止し、「契約、リース、ライセン
		ス」、「のれんとマーケティング資産」の追加等の変更
28	非生産資産の償却	○携帯電話の周波数の利用権(無形非生産資産)は残存期間が短くなるにつれて
		減少するので、その分、周波数(これは有形非生産資産)の価値が上昇すること
		になる。現状では、これらは経常勘定では認識されず、資産勘定の「その他の増
		減」としている。この扱いの存続の可否について合意されておらず、合意されな
		い場合は現状の扱いとする。
29	非生産無形資産の資産境界	○将来の政府収入の扱いについては、論点 25 の討論に加えることで合意し(特
		に、付随単位・政府管理の SPE)。「その他の無形非生産資産」という資産カテゴ
		リーを削除するとの提案
30	「経済的資産」の定義	○93SNA では、SNA で記録される資産(経済資産)を次のとおり規定(10.2)。
) — 3 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(a) それに対する所有権が、制度単位により個別あるいは集合的に行使される
		ものであり
		(b) そこから、それを一定期間にわたり保有または使用することにより、所有
		者が経済的利益をひきだすことができるようなものである。
		○この定義では、金融派生証券やリスクの扱いが不明確であり、定義を改める。
31	資産としての水資源	○水資源を拡大して、地下の帯水層やその他の地下水資源に加え、河川、湖、人
		口貯水池、その他の地表貯水池を加える。、鉱物資源を価額評価する方法と同じ
		ように評価すべきだが、利用料に基づく推計値など現実的な代替策が必要
		○地表水は個別の価額評価が難しい場合は土地か水に配分
		○汚水の排出に料金がかかる場合、それを勘定に記録する。
L		○17/ハヘンクテヒロイト(-イト) 巫ググググ゚゚゚゚゚ (40℃ 関ルに(-ロロタイド)゚゚゚゚)。

金融に関する課題

番号	タイトル	内容
1	現先取引(レポ)	○現先取引(レポ)(相当する資産を特定の価格で買い戻す約定をした証券その
		他の資産の売却)について、記録方法改善(扱いは 93SNA 踏襲)
2	雇主による年金制度の取扱	○本体勘定以外に、補足的な表を設け、将来の年金支払いに関する負債を計上。
		本体に計上する年金制度とこれの区分を明らかにする。
3	雇用者ストックオプション	○雇用者のストックオプションを一部雇用者報酬として扱う。
4 a	不良債権	○不良債権についても未払利息の FISIM を計測。
4 b	貸付と預金の価額評価:不良	○価額評価について、企業会計標準の検討と同様、市場価格とすべき。
	債権の償却と利息未払	○延滞債権の発生時期の認識及び記録は、他のマクロ経済統計との調和を考えて
38c	延滞債務への発生主義の適	検討(債権が延滞になった時点では取引は記録せず、引き続き元の同じ商品とし
	用	て負債が記録。延滞債権について条件を変更して契約を結び直した場合は、それ
		を取引として記録。)
5	非生命保険	○巨額の保険請求案件の発生の場合、例外的な保険金請求は、経常移転ではなく
		資本移転として記録する。保険会社の自己資金から生ずる収入を、保険会社の産
		出額から除外。
6 a	金融サービス	○金融法人企業において、単純な仲介の重要性は減って、金融資産のポートフォ
6 b	中央銀行の産出額の配分	リオ管理をより重視する方向となっていることから、金融法人企業の定義を拡
		大、非金融機関はFISIM を生まない(明示的な手数料を産出額として認識)とし、
		貸付と預金についてのみ FISIM を計算する。
		○リスクフリー金利を「参照利子率」として、FISIM を計算する。FISIM の計測
		を指定。
		○中央銀行の生むサービスを市場外サービス/市場サービスに分類し、市場外サ
		ービス(貨幣の発行等)はコストアプローチにより計測して政府最終消費支出に
		計上すべき。

		○市場サービスは FISIM で推計する(ただし代替的手法としてコスト積上方式も
		容認)
		○中央銀行の金利が政策的に高く or 低く設定されていることが明白な場合には、
		税金 or 補助金として計上すべき。
37	信用保証の付与と実行	○債務保証を、①金融派生商品による保証、②標準的保証(輸出信用保証のよう
		に、標準化され大量に発行される保証)、③単発保証 の3つに分類して記録
		①金融派生商品による保証は、金融派生商品として扱う。
		②標準的保証は、保険と同様の扱いとし、保険料と保険金を財産所得として記
		録する。保険準備金の定義を広げ、「保険お世に標準的保証に対する準備金」
		に計上する。
		③単発保証の付与は臨時出費と見なされ、金融資産/負債とは見なされない。
42	投資信託、保険会社、年金基	○現状、主体の留保利益は通例、所有者ではなく、当該主体の所得と貯蓄として
	金の留保利益	扱われている。しかし、生命保険会社、年金基金、外国直接投資会社については
		例外が適用されており、保険加入者、受益者、または所有者への帰属流出(支出)
		があり、彼らから同等の金融勘定流出がある。
		○財産所得の項目に、新たに「投資ファンドの所有者に帰属する財産所得」とい
		うカテゴリーを設け、そこに所有者に帰属する財産所得を発生ベースで記録。
43a	指数連動型債権証券	○潜在的に変わりやすい指数を使う場合の利子計算の基本原則を変更し、各期間
43b	外貨建て債務	の支払利子の額は商品の予想償還価格を参考にして算出し後で修正しないこと
43c	優遇金利	とする。この場合、利子の合計は必ずしも償還価格マイナス発行価格に等しいと
43d	証券貸付及び金借入に対す	は限らない。
	る支払手数料	○債権証券が外貨に連動している元金とクーポンの両方を含む場合、両者に関係
		する債権証券の取引は、その決済通貨が違うとしても当該外貨を参照して算出す
		る。勘定の通貨と決済の通貨を明確に区別すべきである。
		○発展途上国に対する低利子貸付を、貸し手から借り手への移転とみなすことを
		検討したが、現時点では補足情報として記録することとし、「将来的な研究課題」
		とすることとした。
		○証券貸付に使う証券の所有者と金借入に使う金の所有者(配分または未配分金
		勘定のいずれであれ)に対する支払手数料は従来どおり利子として記録
44	金融資産の分類	○貨幣用金と SDRs
		・「配分済み金勘定」と「未配分金勘定」について、未配分金勘定は金融資産
		及び負債として扱い、外貨預金とともに区分する。配分済み金勘定は引き続き
		貴重品または現時点での在庫として扱う。
		・SDR を配分を受け取る国の負債として扱い、SDR の配分と取消を取引として
		記録する。SDR の資産と負債の各面は別々に記録する。
		○預金と貸付 ストナス へ副機関関の時刊はびの課題
		・区分従来どおりとする。金融機関間の取引は研究課題
		○株式以外の証券
		・名称を債権証券に変更
		○その他分類の変更

政府・公的部門に関する課題

番号	タイトル	内容
7	保有利得に関する課税	○現状、キャピタルゲインは所得から除かれている一方、キャピタルゲインに対
		する課税は税に計上されており、その分、所得は減少することから、キャピタル
		ゲインを所得に含めることが提案されたが、現行どおりとする方向。ただし、可
		能な限り、サブカテゴリーとしてわかるよう扱う。
24	官民パートナーシップ (PPP)	○官民共同事業について、本体系に盛り込まず、補遺で、所有者を判断する指針
	(B00T 方式含む)	を記述。
		○会計的な記録方法については、国際公共部門会計基準(IPSAS)の結論を待つ。
25e	非居住の政府により支配さ	○政府が外国に特別目的会社を設立し、政府と当該会社との間で経済的取引無し
	れる在外特別目的会社	に政府借入や海外への支払いを行う場合、政府と当該会社との間の取引を帰属計
		算
34	政府と公的企業の取引(資本	○公的企業から政府への、準備金取崩しや資産売却を資金源とした例外的支払
	注入、配当等)	は、資本の引上として記録する。(現状では配当)
		○政府から公的企業・準公的企業への、累積損失補填や投資交付金として行われ
		る例外的な支払は、資本移転として記録する。(現状では政府から公的準企業へ
		の支払いは、純資産額への付加として記録)

		○政府から公的企業・準公的企業への、商業的理由で行われ政府の請求権の増加
		となるような例外的支払は、増資として記録。
35	税収、未収税及び税額控除	○税収は発生主義で記録するが、回収の見込みのない未収税は計上しない。○免除額が負担額を上回る場合は、政府が支払う税額控除は政府支出として記録し、加えて、支払った税から払い戻しを受けた支払い税額控除額を記録することが推奨。
36	民間/公的/政府の部門分類	○分類(分類の過程、「支配」、「経済的に意味のある価格」の意味等)の明確化。

海外に関する課題

番号	タイトル	内容
25c	多国籍企業	○多国籍企業は、IMF 国際収支マニュアルに従って各国に配分
25d	非居住非法人単位	○法人格を持たない在外事務所であっても、それが置かれている国の所得税法の
		適用を受ける場合には、その国の居住者として扱う。物理的実体の有無は条件と
		しない。
38a	経済的所有権の移転 (用語)	○法的所有権と経済的所有権の違いについて指針を与え、所有権に関する適切な
38b	移住に伴う資産等の移動の	決定等について検討
	取扱	○個人の移住に伴う財の移転は、輸出入から除外。資産負債の移動は、「資産の
		その他の量的変動」として記録
39a	「国民経済」の意味	○「国民経済」をより詳しく定義
39b	「経済的利害の支配的中心」	○複数の国に関連する単位について「経済的利害の支配的中心 predominant
	概念の導入	center of economic interest」を導入する。
39c	ほとんどあるいはまったく	○ (25d 参照)
	物理的存在のない主体の居	○複数の国にまたがっている一時的労働者の扱いについて、学生や患者は留学や
	住地	治療の期間に関わらず母国の居住者とする。また、船員は船上以外で最も滞在期
39d	一時的労働者	間の長い国を本国とする。
40	加工中の財	○輸出入は所有権の移転を伴う場合にのみ計上するという概念を厳格に適用す
		べき
41	仲介貿易	○中継貿易(製造、卸小売、商品ディーリング)は、現在はサービス取引としてネッ
		トベースで記録されているが、財の輸出入としてグロスベースで記録。
		○輸出入の差額を財の純輸出として記録し、在庫として保有していた間の評価額
		の増減を除いた額を、貿易会社の産出として、卸小売サービスに計上する。

その他

亚口	カノl at	中央
番号	タイトル	内容
8	高インフレ下の利子	○高インフレ化の保有利得の名目値と金融資産の利子の扱い
25a	付随単位	○一定の条件を満たす付随単位は個別単位として扱うこととする。その産出額
		は、費用+営業余剰を(適切な指標により)按分したものとして計測する。
		一方、法的ないし税制上の理由から設立された付随単位については、93SNA の
		扱いを踏襲し、本社と一体として扱う。
25b	持株会社、特別目的会社、信	○重要な生産を行っていない持株会社は、「その他の金融(仲介)機関」として
	託	扱う。
		○特別目的会社は、一定の条件を満たす場合は、制度単位として扱う。特別目的
		会社独自の産業部門は創設せず、その事業の内容に応じ、既存の産業部門に分類。
		○法的主体として設立された信託ファンド・投資ファンドは、たとえ雇用がなく
		とも、制度単位として扱う。
		○再生機構が、予め定められた政府方針を実行するためだけに行動し再生活動に
		関する金融商品の転換のリスクを負わない場合は、一般政府部門に分類。一方、
		再生機構がリスクを負い再生に係るコストを決定できる場合は、金融機関に分
		類。
32	非公式部門	○他の機関における非公式部門の定義ぶりを参照しつつ、同部門に関する概念上
		の基本について論ずる章を設けるべきである。
33	非合法活動	○現状においても、活動が非合法というだけでは SNA から除く理由にはならない
		としており(3.54-56)、93SNA の発表後に公表された「非観測経済に関するハンドブ
		ック」では盗難や賄賂を取引として扱うことを提言。
		○非合法活動は SNA に含まれる。非合法商品の生産や流通が SNA に含まれること
		を明確化するが、上記の盗難や賄賂は取引に含めるべきではない。